1. 身体拘束最小化に関する基本的な考え方

身体拘束は患者の自由を制限することであり、尊厳のある生活を阻むものである。

当院では、患者等の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害、社会的弊害を理解し、身体拘束最小化に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束をしない医療・看護の提供に努める。

2. 基本方針

(1)身体拘束の原則禁止

当院は、患者または他の患者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き身体拘束の実施を禁止する。

この指針でいう身体拘束は、拘束用の用具や薬剤を用いて、患者の運動を制限する行為をいう。

(2)緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

①緊急やむを得ず身体拘束を行う要件

患者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアが原則である。しかし、以下の3要件をすべて満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことができる。

「切迫性」: 患者本人または他の患者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく 高いこと。

「非代替性」:身体拘束を行う以外に切迫性を除く方法がないこと。

「一時性」:身体拘束がその他の行動制限が一時的なものであること。

②身体拘束を行う場合は、当院の「安全対策・身体抑制基準」に準じる。

(3)日常ケアにおける基本方針

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ①患者主体の行動、尊厳ある生活に努める。
- ②言葉や対応などで患者等の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③患者や家族の思いを汲み取り、患者や家族の意向に沿ったサービスを提供し、多職種で個々に応じた丁寧な対応を行う。
- ④身体拘束を誘発する原因の特定と除去に努める。
- ⑤薬物療法、非薬物療法による認知症ケアやせん妄予防により、患者の危険行動を予防する。

3. 身体拘束最小化のための職員教育

医療・ケアに携わる職員に対して、身体拘束最小化のための研修を実施する。

- (1)定期的な教育研修(年1回)実施
- (2)その他、必要な教育・研修の実施および実施内容の記録

4. 身体拘束最小化のための体制

院内に身体拘束最小化対策に係る身体拘束最小化チームを設置する。チームは身体拘束適正 化委員会に置き活動するものとする。

(1)身体拘束最小化チームの構成

医師、看護師、薬剤師、理学療法士または作業療法士、社会福祉士等で構成する。

- (2)身体拘束最小化チームの役割
 - ①身体拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知する。
 - ②身体拘束実施事例の最小化に向けた医療・ケアを検討する。
 - ③定期的に本指針・マニュアルを見直し、職員へ周知して活用する。
 - ④各部署からの報告及び審議事項を確認。
 - ⑤身体拘束最小化のための職員研修を開催する。

5. 身体拘束を行う場合の対応

患者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

- (1)緊急やむを得ず身体拘束をせざるを得ない状態であるかどうかを医師と看護師を含む多職 種によるカンファレンスで検討する。必要と認めた場合、医師は身体拘束の指示をする。
- (2)医師は同意書を作成し、事前に患者・家族等に説明して身体拘束開始の同意を得る。ただし、直ちに身体拘束を要する切迫した状況で事前に同意を得ることが困難な場合は、身体拘束開始後直ちに家族等に説明して同意を得る。

説明内容:①身体拘束を必要とする理由

- ②身体拘束の具体的方法
- ③身体拘束を行う時間・期間
- ④身体拘束による合併症
- (3)患者·家族の同意を得られない場合は、身体拘束をしないことで起こり得る不利益や危険性を説明し、診療記録に記載する。
- (4)身体拘束中は、身体拘束の様子および時間、その際の患者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を診療記録に記載する。
- (5)身体拘束中は毎日、身体拘束の早期解除に向けて、多職種によるカンファレンスを実施する。カンファレンスでは、やむを得ず身体拘束を行う「3要件」を踏まえ、継続の必要性を評価する。
- (6) 医師はカンファレンスの内容を踏まえて身体拘束の継続または解除の有無を指示する。
- (7) 身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。
- 6. 多職種による安全な身体拘束の実施および解除に向けた活動

当該患者に「身体拘束が必要」と判断されるに至った要因によっては、患者の病状および全身状態の安定を図ることで、安全な身体拘束の実施、早期解除につながる。各職種は、身体拘束における各々の役割を意識して治療・ケアにあたる。

- 7. 指針の閲覧について
- この指針は、院内に掲示するとともに、ホームページにて公開するものとする。
- 8. 指針の改定
- この指針の改定は、身体拘束適正化委員会で審議し病院長が決定する。